4.2.2.　取り付ける灯火等の性能

すれ違い用前照灯は、最高速度20km／ｈ未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km／ｈ未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては本則第42条第６項第２号の規定、これら以外の自動車にあっては協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第９改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に定める基準（右側通行用に設計されている前照灯を除く。）並びに協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第８改訂版の規則5.、6.、7.及び8.に限る。）に定める基準（右側通行用に設計されている前照灯及びクラスＡ型前照灯を除く。）に適合するもの又は装置の型式の指定を受けたものでなければならない。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、本則第42条第６項第１号ただし書の規定に適合すればよいものとし、協定規則第98号改訂版補足第９改訂版の規則5.4.1.及び5.4.2.並びに協定規則第112号改訂版補足第８改訂版の規則5.8.1.及び5.8.2.の装置を装着する場合にあっては、協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第９改訂版の規則5.4.1.及び5.4.2.に限る。）並びに協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第８改訂版の規則5.8.1.及び5.8.2.に限る。）に定める基準を満たすものとする。

4.2.3.～4.2.7.5.3.　（略）

4.2.7.6.　取付位置、取付方法等に関し、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第９改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準に適合する昼間走行灯を備える自動車のすれ違い用前照灯は、4.2.7.5.の基準に適合するものとみなす。

4.2.7.7.～4.3.1.　（略）

4.3.2.　取り付ける灯火等の性能

前部霧灯は、協定規則第19号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第10改訂版の規則5.、6.、7.及び8.に限る。）に定める基準に適合するもの又は装置の型式の指定を受けたものでなければならない。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、本則第43条ただし書の規定に適合するものであればよい。

4.3.3.～4.3.6.2.4.　（略）

4.3.7.　電気結線

前部霧灯は、配光可変型前照灯が提供する別の灯火機能の一部として作動する場合及び協定規則第19号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第10改訂版の規則4.2.2.3.1.及び4.2.2.3.2.に限る。）に基づき相互に組込まれているその他の灯火と同時に点灯することができない場合を除き、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の点灯状態にかかわらず、その点灯操作及び消灯操作が行えるように取り付けなければならない。ただし、配光可変型前照灯の提供する別の灯火機能の一部として作動する場合であっても、前部霧灯の点灯操作が他の機能に優先して行えるように取り付けなければならない。

4.3.8.　（略）

4.3.9.　その他の要件

協定規則第19号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第10改訂版の規則6.4.4.2.に限る。）に定める基準に適合する場合に限り、種別Ｆ３の前部霧灯から発するビームの垂直傾斜及び光度は、自動車の周囲に発生する濃霧その他視認性が低下する状況に応じて自動的に変化させることができる。この場合において、種別Ｆ３の前部霧灯から発するビームの垂直傾斜及び光度の変化は自動的に行われ、かつ、運転者の運転操作や他の交通の妨げとなるおそれのないものでなければならない。

4.2.2.　取り付ける灯火等の性能

すれ違い用前照灯は、最高速度20km／ｈ未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km／ｈ未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては本則第42条第６項第２号の規定、これら以外の自動車にあっては協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第８改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に定める基準（右側通行用に設計されている前照灯を除く。）並びに協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第７改訂版の規則5.、6.、7.及び8.に限る。）に定める基準（右側通行用に設計されている前照灯及びクラスＡ型前照灯を除く。）に適合するもの又は装置の型式の指定を受けたものでなければならない。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、本則第42条第６項第１号ただし書の規定に適合すればよいものとし、協定規則第98号改訂版補足第８改訂版の規則5.4.1.及び5.4.2.並びに協定規則第112号改訂版補足第７改訂版の規則5.8.1.及び5.8.2.の装置を装着する場合にあっては、協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第８改訂版の規則5.4.1.及び5.4.2.に限る。）並びに協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第７改訂版の規則5.8.1.及び5.8.2.に限る。）に定める基準を満たすものとする。

4.2.3.～4.2.7.5.3.　（略）

4.2.7.6.　取付位置、取付方法等に関し、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第８改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準に適合する昼間走行灯を備える自動車のすれ違い用前照灯は、4.2.7.5.の基準に適合するものとみなす。

4.2.7.7.～4.3.1.　（略）

4.3.2.　取り付ける灯火等の性能

前部霧灯は、協定規則第19号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第９改訂版の規則5.、6.、7.及び8.に限る。）に定める基準に適合するもの又は装置の型式の指定を受けたものでなければならない。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、本則第43条ただし書の規定に適合するものであればよい。

4.3.3.～4.3.6.2.4.　（略）

4.3.7.　電気結線

前部霧灯は、配光可変型前照灯が提供する別の灯火機能の一部として作動する場合及び協定規則第19号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第８改訂版の規則4.2.2.3.1.及び4.2.2.3.2.に限る。）に基づき相互に組込まれているその他の灯火と同時に点灯することができない場合を除き、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の点灯状態にかかわらず、その点灯操作及び消灯操作が行えるように取り付けなければならない。ただし、配光可変型前照灯の提供する別の灯火機能の一部として作動する場合であっても、前部霧灯の点灯操作が他の機能に優先して行えるように取り付けなければならない。

4.3.8.　（略）

4.3.9.　その他の要件

協定規則第19号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第８改訂版の規則6.4.4.2.に限る。）に定める基準に適合する場合に限り、種別Ｆ３の前部霧灯から発するビームの垂直傾斜及び光度は、自動車の周囲に発生する濃霧その他視認性が低下する状況に応じて自動的に変化させることができる。この場合において、種別Ｆ３の前部霧灯から発するビームの垂直傾斜及び光度の変化は自動的に行われ、かつ、運転者の運転操作や他の交通の妨げとなるおそれのないものでなければならない。